30	削除
31	削除

［32～41　略］

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	⑴　北海道札幌市中央区北１条西５－２　(64.90) ⑵　北海道札幌市西区平和439　(1028.25)	北緯43度03分45秒東経141度20分55秒の地点と北緯43度03分53秒東経141度19分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［２～11　略］		

［３～５　略］

30	⑴　長野県長野市上千歳町1112－１　(459.10) ⑵　長野県長野市真島町川合字村西229－３　(388.50)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度36分40秒東経138度12分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	⑴　長野県長野市上千歳町1112－１　(443.10) ⑵　長野県長野市吉田３－22－１　(408.60)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度39分51秒東経138度13分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［32～41　同左］		

2　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	⑴　北海道札幌市中央区北１条西５－２　(68.90) ⑵　北海道札幌市西区平和439　(1026.90)	北緯43度03分46秒東経141度20分56秒の地点と北緯43度03分54秒東経141度19分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［２～11　同左］		

［３～５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十八　平成二十七年総務省告示第十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　略］		
5	削除	

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　同左］		
5	⑴　青森県十和田市大字赤沼字下平448－２　(109.50) ⑵　青森県十和田市大字滝沢字上大沢77　(219.50)	北緯40度35分39秒東経141度11分25秒の地点と北緯40度33分36秒東経141度11分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度33分28秒東経141度11分